

2024年9月6日

大分県知事
佐藤 樹一郎 様

日本労働組合総連合会大分県連合会
会長 石本 健二

2025年度予算編成に関わる要請書

貴職におかれましては、大分県政の発展と県民福祉の向上、とりわけ「安心・元気・未来創造」の大分県づくりに向けて日夜ご努力されていますことに対し深く敬意を表します。

さて、2024春季生活闘争は、30年ぶりに高い水準での賃上げ回答を引き出しており、経済も賃金も物価も安定的に上昇する社会へとステージ転換するための足掛かりとなっています。これを確かなものとしていくためには、少子高齢化による生産年齢人口の減少や格差の拡大、貧困の固定化など、日本の抱える構造的課題を政策によって解決していかなければなりません。すでに時間的余裕は残されておられません。

デフレからの完全脱却にむけて、金融政策が見直された今こそ、所得再分配機能の強化と低所得者対策、税と社会保障の一体改革による重層的なセーフティネットを構築し、国民の将来不安の払しょくにつながる抜本改革議論を深めることが急務です。加えて、雇用の安定と公正な労働条件の確保、DXやGXなど新たな成長分野への積極的な投資と、産業構造の変化に対する「公正な移行」を実現していく必要があります。

連合は、雇用の安定と公正労働条件の確保や、すべての世代が安心できる社会保障の確立などを通じた「セーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会」と、経済・社会の持続可能性の確保や、ジェンダー平等をはじめとする多様性の実現などを通じた「誰一人取り残されることのない社会」をめざしています。

連合大分は、こうした認識に立ち、「2025年度当初予算編成に関わる要請書」の取りまとめを行いました。つきましては、働く者の立場からの政策・制度要請として真摯にお受け止めいただき、2025年度の予算編成および政策運営において反映いただくよう、以下のとおり要請申し上げます。

以上

1. 経済・産業政策

（1）ものづくり基盤と人材育成の強化

「ものづくりおおいた」の持続的な発展にむけて、「ものづくり人材」「デジタル人材」「グローバル人材」の確保や定着、育成に関わる取り組みを強化すること。

- ①半導体・デジタル産業については、国が主導する形で、産学官連携を通じた産業クラスター強化・人材育成等の取り組みが進んでいるが、これらの取り組みはすぐに成果がでるものではないため、継続した支援を国に対して要請すること。
- ②県内の製造拠点のニーズを踏まえた上で大学や高専のみならず、高校を対象とした人材育成に関わる取り組みを、産業教育設備の更新・拡充を含めて強化すること。
- ③県内の中小ものづくり企業の活力発揮に向けて、IoT化や生産性向上による競争力の強化、DX人材育成などの支援を強化すること。

2. 雇用・労働政策

（1）雇用の安定と創出策の強化

物価上昇と生産性向上に見合う賃上げがすべての職場で継続的に実現できるよう、労務費を含めた適正な価格転嫁の促進等による適正取引の推進やエネルギーコストの抑制、賃上げ促進税制や助成金等の周知や拡充、人材投資や生産性向上に資する支援拡大などの環境整備を進めること。

3. 食料・農林水産業政策

（1）農林水産業政策

農地の7割が中山間地域に位置する本県の特性を踏まえた上で、中山間地域の振興と地域社会の維持をはかる観点から「持続可能な農業基盤の確立」にむけた取り組みを積極的に行うこと。

あわせて、隣接県の事例にみられるように、工業のみならず、農林水産業とともに振興を進める「農林水工併進型」の県政を推進すること。

4. 福祉・社会保障政策

（1）子育て支援の強化

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）の支援について、以下の内容を踏まえ取り組むこと。

- ①生活支援や就学支援などの包括的な支援提供体制を整備すること。
- ②周囲の共通認識や理解促進が必要であることから、広く県民への周知をはかり、福祉、介護、医療等支援の連携強化に努めること。また、その際に厚労省が発行した連携支援のマニュアルを活用し、学校現場との連携支援に努めていくこと。
- ③介護者であるケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的としたケアラー条例の制定に向けて検討すること。

5. 環境・エネルギー政策

(1) 地球温暖化防止策の推進

2050年のカーボンニュートラルの達成については、社会を根本から変える対応が求められることとなることから、政労使など関係当事者が参画する「社会対話」を基本とした上で、取り組みを推進すること。あわせて、GXの実現については、「グリーンな雇用」の創出や「円滑な労働移動」だけでなく、「失業なき労働移動」を担保するための重層的セーフティネットの構築はもとより、中小企業に対する移行支援を講じること。

また、通常の製品よりもコストがかかるグリーン製品の製造や導入に対しての支援、グリーン・コンビナートおおい推進構想の実現化など、様々な機会を通じてGXの実現にむけた取り組みの進捗状況について周知を行うこと。

さらに、国に対しては、連合が求める「公正な移行」に関わる要請趣旨を踏まえつつ、継続的かつ積極的な支援を行うよう働きかけを行うこと。

6. その他

(1) 投票しやすい環境の整備

ここ数年の各級選挙における投票率の低下は、民主主義の根幹を揺るがす憂慮すべき事態となっている。国民の権利保障に資する「投票に関する啓発活動」の強化はもちろん、各種環境整備を推進すること。加えて、県や市町村では解決が難しい諸課題については、国に対して働きかけを行うこと。

- ①投票率向上のため、期日前投票所、移動期日前投票所、共通投票所の設置を推進すること。その際、有権者の利便性を高めるために、頻繁に人の往来が見込める施設(総合スーパーや百貨店、スーパー等の大型商業施設内、駅舎内等)への設置を増やすこと。
- ②共通投票所および移動期日前投票所の設置ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの公募を行うこと。併せて、その経費について、財政運営上の支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- ③投票所については、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦等を含めた、すべての有権者が投票しやすい「ユニバーサルな環境」づくりを考慮すること。加えて、長時間滞在することとなる投票立会人や運営従事者の健康を守る観点から、投票所内の空調など環境改善にむけた取り組みを推進すること。
- ④高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するために、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大をはかること。
- ⑤2002年に電磁的記録式投票法が施行され、自治体が条例を制定した場合には当該自治体の議会議員と首長の選挙における電子投票が可能となったものの、同法で認めている内容は、あくまでも投票所の電子投票機を操作する方式を前提とするため、依然として投票者は投票所へ出向かなければならない。また、国政選挙については電子投票の実施は認められていない。諸外国で導入がみられるインターネット投票を含めた「電子投票制度」の導入にむけて、国に対して働きかけること。

（2）カスタマーハラスメントの防止対策の推進

公務職場を含むすべての職場におけるカスタマーハラスメントの防止にむけて、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等のカスタマーハラスメントの抑止・撲滅に係わる取り組みを推進すること。

具体的には、カスタマーハラスメントの根絶を謳う条例の制定はもちろん、倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を実施すること。さらには、カスタマーハラスメントの実態調査を実施し、対策に係わる研究を行い県政に反映させること。

以上